

① 無効審判に関する改正の内容

今回の改正においては、無効審理のやり直しを防止し審理の促進を図るため、特許法第131条を改正し、無効審判の請求の理由の要旨変更を認めないこととした。

一方、平成5年改正法附則第4条第1項の規定によりなおその効力を有することとされた旧実用新案法第37条第1項の無効審判の請求の方式については、旧実用新案法第41条において準用される旧特許法第131条の規定によることになっており、無効審判の請求の理由の要旨を変更することが可能となっている。

しかしながら、旧実用新案権は、平成20年までの間、大量に存在し、多数の無効審判が引き続き請求されることが予想される。このため、旧実用新案法第37条第1項の無効審判についても、同様の改正を行う必要がある。

また、平成5年改正法附則第4条第2項では、平成5年改正後においても旧実用新案法における審判が多数請求されるため、平成5年改正において行った審判手続等の改善を旧実用新案法にも適用することを目的として、平成5年法施行後に明細書又は図面の訂正が訂正された場合に旧実用新案法を読み替える旨を規定している。

一方、明細書又は図面の訂正は、訂正審判のみならず、無効審判においてもなされる手続であるために、読み替え規定では、無効審判において訂正される場合を想定し、無効審判の手続をも読み替える内容となっている。

しかしながら、実用新案権者が無効審判において訂正を請求しない場合には、この表が適用されないために、以下のような改正を行うことにより、今回改正された特許法第131条と同様の改正を旧実用新案法においても行うものである。

- イ) 附則第4条第2項における読み替えが、旧実用新案法第37条第1項のすべての「無効審判」に適用されるように改める。
- ロ) 平成5年改正法附則第4条第2項で読み替えられた旧実用新案法第41条（審判に関する特許法の準用規定）において、旧特許法第131条（審判請求の方式）を準用しているところ、今回改正に係る特許法第131条を準用するように改める。

ハ) 附則第4条第2項中「この法律の施行後」、すなわち平成5年改正法の施行後とされているものを、今回の改正法の施行後に改める。

(補説) 旧実用新案権に係る審判制度等に係る改正の変遷

平成5年の実用新案法の改正において、審査登録制度から無審査登録制度に基本構造が改正された。

この改正においては、同法の施行の際現に特許庁に係属している実用新案登録出願、同法の施行前にした実用新案登録出願に係る実用新案登録、実用新案権、審判又は再審については、同法による改正前の実用新案法の規定が「なおその効力を有する」ものとされ、引き続き適用されることとされている(平成5年法附則第4条第1項)。

平成5年の改正前には、上記の改正の他に審判制度について無効審判・訂正審判・訂正無効審判という異なる審判請求が並行的に行われて、更に、それぞれの審判につき審決取消訴訟を東京高等裁判所・最高裁判所まで争うことが可能であることから、事件の処理に長時間を要していた(図12参照)。

かかる問題を改善するために、①無効審判係属中の訂正審判の請求を制限する、②訂正無効審判を廃止する(不適切な訂正は無効事由として無効審判において争う)との改正を行った。

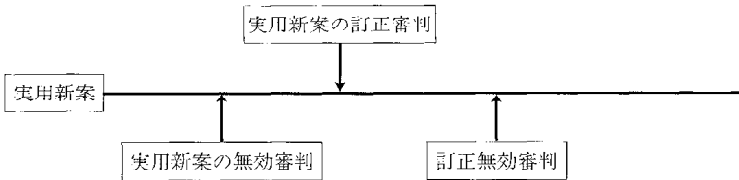
平成5年改正法の施行前に出願されたものについては、基本的に改正前の旧実用新案法が適用されることとされたが、上述の審判制度の改善については、平成5年改正法の施行後に明細書又は図面の訂正が行われた場合には、適用される旧実用新案法の条項についての読み替え表を設けて、無効審判が請求された場合には訂正審判・訂正無効審判の請求を認めず、無効審判の手続において訂正及び訂正の無効を争うとする改正内容が適用されることとした(平成5年法附則第4条第2項。この他に、同法施行後にした行為に対する罰則の引き上げも行われている)。

今回の改正は、平成5年法附則による読み替えの基本的な仕組みを変更するのではなく、実用新案権に係る無効審判が請求された場合には、実用新案の訂正が行われるか否かにかかわらず、平成5年改正前の旧特許法

第131条が準用されるのを改め、今回改正された特許法第131条を準用することとするものである。

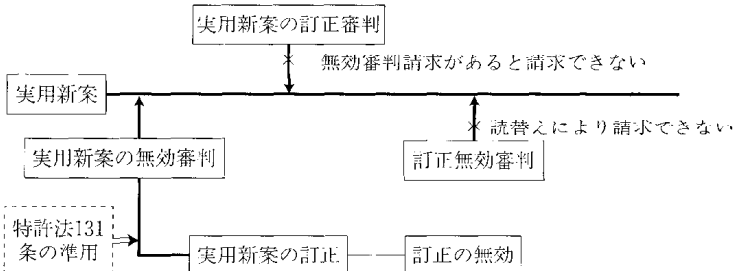
この結果、①平成10年法の施行後に新たに請求される無効審判については、請求理由の補正が制限される、②平成10年法の施行後に明細書又は図面が訂正される場合には、無効審判係属中の訂正審判の請求が制限され、訂正無効審判が廃止される（不適正な訂正は無効審判で争う）こととなる（図13参照）。

図12 平成5年改正前の審判制度の仕組み



* 無効審判に対抗して実用新案を訂正するために訂正審判が請求され、さらにその訂正を無効とする審判が請求できる。また、それぞれの審判について、東京高裁・最高裁まで争うことが可能であることから、紛争解決が長期化していた。

図13 平成5年改正及び今回の改正後の審判制度の仕組み



*無効審判が請求されれば訂正審判、訂正無効審判の請求を認めず、無効審判中において訂正及び訂正の無効を争う（図13→部分。平成5年改正）。また、実用新案の訂正の有無に関係なく、平成10年改正法の施行後に新たに請求される無効審判については、今回改正された新特許法第131条を準用することとする（図13→部分）。

② 刑事罰の引き上げに関する改正の内容

今回の改正においては、現行の実用新案権（平成5年法施行後の出願に係る権利）の侵害罪につき、親告罪の非親告罪化及び法人重課が導入され、刑事罰の引き上げが図られた（実用新案法第56条第2項、第61条改正関係）。

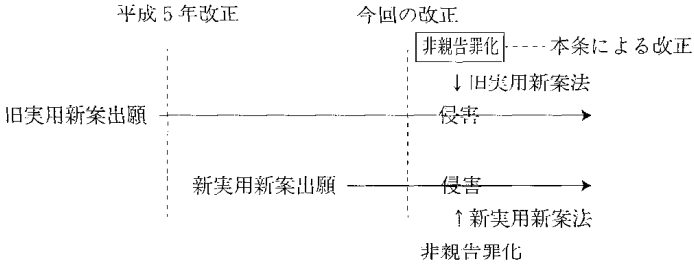
権利侵害行為に対する抑止力確保の観点からは、平成5年法の施行前に出願された実用新案権に係る侵害罪についても、同様の罰則の引き上げを図ることが適切であり、なお効力を有するものとされた旧実用新案法について、同様の改正を行うものである。

旧実用新案法において侵害罪とされているものは、平成5年改正法の施行前に出願された旧実用新案権についての侵害罪（旧第56条第1項）及び旧実用新案に係る仮保護の権利の侵害罪（旧第56条第2項）の2つである。

このうち、旧実用新案法第56条第3項では、前述の2つの侵害罪につき親告罪とする旨を規定している。一方、今回の現行の実用新案法の改正においては、実用新案権の侵害罪のみについて非親告罪化した。

このため、旧実用新案法についても、旧実用新案権の侵害罪のみ非親告罪化するものである（図14参照）。

図14 非親告罪化についての考え方

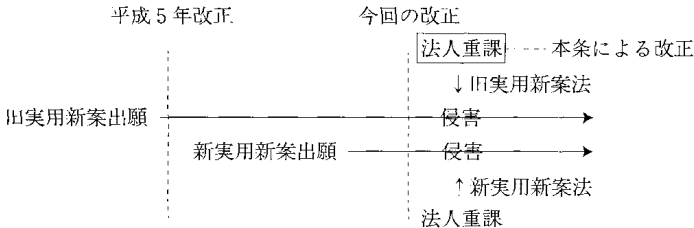


また、旧実用新案法第61条において両罰規定の対象とされているものは、旧実用新案権の侵害罪（旧第56条第1項）、旧実用新案に係る仮保護の権利の侵害罪（旧第56条第2項）、旧実用新案法の詐欺行為罪（旧第57条）、旧実用新案法の虚偽表示罪（旧第58条）の4つである。

今回の現行の実用新案法の改正においては、実用新案権の侵害罪のみについて法人重課を導入した。

このため、旧実用新案法についても、旧実用新案権の侵害罪のみに法人重課を導入するものである（図15参照）。

図15 法人重課についての考え方



上述の旧実用新案権の侵害罪についての非親告罪化、法人重課の導入に関連する改正については、以下の方法により行われている。

- イ) 親告罪の非親告罪化

平成 5 年改正法附則第 4 条第 2 項の表に、旧実用新案法第 56 条第 3 項の読み替え規定を追加し、旧実用新案法第 56 条第 3 項中「前 2 項」とあるのを「前項」に読み替える。

ロ) 法人重課の導入

平成 5 年改正法附則第 4 条第 2 項の表に、旧実用新案法第 61 条の読み替え規定を追加し、侵害罪についての罰金刑を 1 億円に引上げ、その他については従前のままとする。

ハ) 附則第 4 条第 2 項の本文を、今回の改正法の施行後にした行為と改める。

これにより、法人重課等が今回の改正前にした行為に適用されることはないから、経過措置は不要となる。

(補説) 仮保護の権利について非親告罪化及び法人重課を行わなかった理由

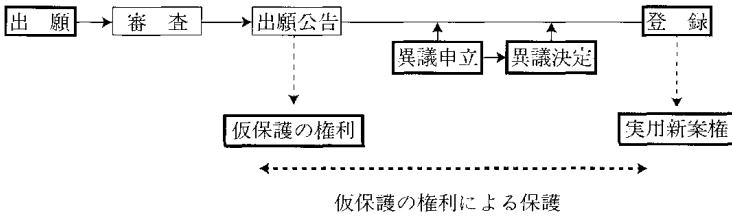
仮保護の権利は、旧実用新案法の下で行われていた出願公告により発生し、実用新案権となるまでの救済を図るための暫定的権利である（函 16 参照）。

しかしながら、平成 6 年改正法附則第 9 条により、平成 8 年 1 月 1 日以降は出願公告を行うことなく実用新案登録されるようになったことに伴い、新たに仮保護の権利が発生することはない。

また、平成 8 年 1 月 1 日前に発生した仮保護の権利についても、今回の改正法の施行時点においては、既に大多数が登録されているか、又は拒絶されている状況にある。

上述のような事情を踏まえると、仮保護の権利の侵害については保護すべき実態はほとんどあり得ないと判断されることから、仮保護の権利については非親告罪化及び法人重課を行わなかったものである。

図16 仮保護の権利



(6) 平成8年改正法（平成八年法律第六十八号）の一部改正

（平成八年改正法の一部改正）

第十四条 商標法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「同号」を「同項第四号又は第五号」に改め、同条第三項を削る。

附則第十四条中「第二十二条第一項第一号」を「第二十二条第一号」に改める。

附則第十五条第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、「割増登録料」の下に「並びに特許法等の一部を改正する法律（平成十年法律第五十一号）第五条の規定による改正後の商標法第四十条第四項から第六項まで」を加える。

今回の法律改正における商標法の改正内容の多くは条文につき技術的整理を行ったものであるが、本条は、今回の法律改正の内容に関連して平成8年改正法附則の一部についても、所要の整理を行うものである。

具体的には、今回の法律改正において平成8年商標法の一部を改正したことに関連して同法（平成8年改正法）附則第8条第1項・第3項、第14条につき技術的な整理を行っている。

また、同附則第15条については、今回の法律改正において規定された国と国

以外の者との共有に係る商標権の登録料について減免の取扱いに関する規定を、サービスマーク登録制度の特例として更新登録出願を行う場合の登録料にも適用するために、今回の改正後の商標法の規定を準用する旨の、実質的な改正を行ったものである。

(補説) 平成 8 年法附則第 15 条の改正の必要性と経過措置を設けなかった理由

平成 8 年の商標法改正においては、従来の更新登録出願を廃止して、更新登録の申請により更新登録を認める制度としたが、平成 3 年に導入されたサービスマーク登録制度の重複登録を整理する観点から、最初の更新時のみ更新登録出願を特例により行わせることとした。このため、平成 8 年改正法附則第 11 条から第 19 条までにおいて、商標法本則とは別途に異なる手続を新たに規定し、この手続に基づき更新登録出願の審査、登録料の納付等を行うべきこととしている。

一方、商標権者は、更新登録出願が認められると、更新登録料を納付しなければならないが、商標法第 40 条第 2 項には「更新登録の申請」の場合の納付手続が規定されているため、これと異なる「更新登録出願」の場合の登録料の納付については附則第 15 条第 2 項において準用する形式をとっている。

今回の法律改正においては、国との共有に係る登録料について共有減免の規定が設けられた（商標法第 40 条第 4 項第 5 項が追加された）が、平成 8 年法附則第 15 条第 2 項においては「新商標法第四十条第二項から第四項まで」と規定しているため、新たに本則の共有減免の規定を準用しなれば、更新登録料金に共有減免の規定を適用することができない。

しかしながら、この更新登録出願については、今後サービスマークの重複登録についての更新が行われると予想されるため、更新登録申請と同様に減免措置を適用することが妥当であることから、附則第 15 条第 2 項を改正する必要がある。

なお、サービスマークの最初の更新登録出願は、平成 4 年以降初めて出願されたサービスマークの最初の更新登録時である平成 14 年に生じる手続

であり、該当改正項目の施行日（平成11年4月1日）をまたがる可能性は全くないことから、経過措置を設けなかったものである。

(7) 弁理士法の一部改正

(弁理士法の一部改正)

第十五条 弁理士法（大正十年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「第百九十六条第一項、第百九十七条、」を「第百九十六条乃至」に、「第五十六条第一項、第五十七条、」を「第五十六条乃至」に、「第六十九条第一項、第七十条、」を「第六十九条乃至」に改める。

弁理士法第5条は、特許権侵害等の犯罪を犯した者等は、一定期間、弁理士の欠格事由に該当する旨を規定したものである。このうち第2号では、業務上知り得た秘密の漏泄や窃用の罪のほか、特許権等の侵害罪、詐欺行為罪、虚偽表示罪、秘密を漏らした罪等を犯し刑に処せられた者で、刑の執行の終了又は刑の執行を受けなくなった日から起算して3年を経過しない者は、弁理士の欠格事由がある旨を規定したものである。

本条は、今回の改正で、特許権侵害罪に関する規定である第196条において、親告罪の規定（第2項）を削り、第1項のみとしたことに伴う形式的な改正を行うものである。

(参考) 弁理士法第5条（抄）（ひらがな表記）

左に掲ぐる者は弁理士たる資格を有せず

- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
- 二 （上記のとおり）
- 三 懲戒処分によって免職となった者、弁理士法によって業務を禁止された者、公認会計士法、弁護士法等によって除名となった者等で、免職、業務禁止、除名等となった日から二年を経過しない者
- 四 弁理士法による業務停止の期間中、業務を廃止し、未だその期間が経

過しない者

五 禁治産者又は準禁治産者

六 破産者で、復権を得ていない者

(8) 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第十六条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「第四十二条第一項若しくは第二項」を「第四十二条第一項」に改める。

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第2条第1項は、印紙をもって租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いなければならない旨を規定すると同時に、特許印紙による場合を例外とするため同項第7号にそれらに関するものを列記している。

本条は、今回の法律改正において類似意匠制度が廃止されるため、改正前の意匠法第42条第2項で規定していた類似意匠の意匠登録の登録料に係る規定を削除するものである。

(9) 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している類似意匠の意匠登録出願に係る登録料の納付については、前条の規定による改正後の印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第二条第一項第七号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

本条は、前条の規定による印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正に伴う経過措置を規定したものである。

すなわち、改正法の施行の際現に特許庁に係属している類似意匠の意匠登録出願につき、施行後に類似意匠の意匠登録がなされる場合についても、特許印紙による納付を行うこととするため、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第2条第1項第7号の規定の適用についての経過措置を定めるものであり、従前の例により登録料の納付をすべき旨を規定している。

(10) 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正)

第十八条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項中「第七項まで」を「第九項まで」に改める。

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の第18条第4項は、手数料の納付について、特許法の規定を準用する旨を規定している。

本条は、今回の法律改正において特許法第195条の規定が改正されることに伴い、これに関連する該当部分の修正を行うものである。

4. 罰則の適用に関する経過措置及び政令への委任

今回の改正では、侵害罪の非親告罪化及び法人重課の導入に伴い、罰則に関する規定が改正されている。また、この法律の施行に伴い必要な経過措置についての政令への委任規定も設けられているので、最後にこれらの規定を簡単に解説する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前

の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

今回の法律改正では、特許権・実用新案権・意匠権の侵害罪についての非親告罪化(特許法第196条第2項、実用新案法第56条第2項、意匠法第69条第2項の削除)及び特許権・実用新案権・意匠権の侵害行為に対する法人重課の導入(特許法第201条、実用新案法第61条、意匠法第74条の改正)といった、罰則に関連する改正が行われている。

このため、本条では、罰則の規定の適用に関する経過措置について規定したものである。

本条は「この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」旨を規定している。したがって、この法律の施行前に行われた特許権等の侵害行為については、従前の例により告訴がなければ公訴を提起できないこととなる。

一方、特許権等の侵害行為に対する法人重課の導入については、経過措置を設けなくても刑法の原則に基づいて、刑罰が施行前の行為に遡及適用されることはない。

また、本条は「この附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。」旨を規定している。したがって、附則第2条第1項(特許の審判等に係る経過措置)、附則第3条第1項(実用新案の審判等に係る経過措置)、附則第4条第1項(意匠の審判等に係る経過措置)及び附則第6条第1項(商標の審判等に係る経過措置)により、従前の例とされる審判等において、この法律の施行後に詐欺行為が行われた場合は、なお従前の例による罰則が適用されることとなる。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に

関し必要な経過措置は、政令で定める。

本条は、改正法の施行に伴い必要な経過措置を政令で定めることができる旨を入念的に規定したものであり、附則の各規定以外にも経過措置が必要な場合は、本条を根拠規定として経過措置が定められることになる。